

福津市社協だより

2022
11



赤い羽根応援大使
福岡ソフトバンクホークス
笠谷 俊介 選手

赤い羽根応援大使
福岡ソフトバンクホークス
リチャード 選手



募金協力バッジ
©SoftBank HAWKS

TOPICS

- P2～P5 特集「赤い羽根共同募金」
- P6 小地域かわら版 「小地域福社会研修会」を開催しました。
- P7 あんしん安らか事業のご紹介／遺贈による寄付を受け付けております
連載 こんにちは！民生委員です！
- P8 福津市障がい者虐待防止センターからのご案内



「支え合い 未来につなげる おくり物・・・赤い羽根共同募金」

令和4年度 赤い羽根キャッチフレーズ 須恵町立須恵第一小学校6年 常光 こはるさん

●赤い羽根共同募金は

「じぶんのまちを

よくするしくみ」です

●募金の77%は福津市をよく
するために使われます

●福祉活動に必要な額を決め
てから募金を集めています

共同募金運動は、戦後間もない昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まりました。当初は、戦後の復興の一助として、被災した福祉施設を中心に共同募金から支援が行われ、その後、法律（現在の社会福祉法）に基づき、地域福祉の推進のために活用されるようになりました。

社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ

るよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する「じぶんの町を良くするしくみ」として長年にわたり取り組まれ、今回で76回目の取り組みとなります。

福津市でお寄せいただいた共同募金の77%は、社会福祉協議会を通じて地域のさまざまな福祉活動団体などに助成されています。残りの約12%は県内の社会福祉施設の整備や県域で福祉活動に取り組む団体などに助成されます。また、4%は大規模災害に備えるための準備金としても積み立てられ、災害時の災害ボランティアアセンターの運営等で活用されています。

地域ではさまざまな福祉課題への対応が必要とされていますが、民間福祉活動を資金面から支えるために共同募金は役立てられています。

共同募金は、地域ごとに使い道や集める額を事前に定めて募金を集める「計画募金」のしくみです。募金を集める際に、配分計画を明確にするこ

とで、住民の理解と協力を得やすくしています。募金は任意で強制ではありません。みなさまのご協力いただける範囲でのご支援をよろしくお願いします。

赤い羽根の由来

アメリカの原住民族は、いろいろな色の羽根かざりを頭などにつけていました。赤い羽根は勇気のある行いや、良いことをした人がつけていたと言われています。このことからアメリカで行われていた募金運動では、勇気と良い行いのシンボルとして赤い羽根を使っていました。

戦後、日本の共同募金運動は、このアメリカの活動を参考にしてはじまったため、現在でも勇気と良い行いのシンボルとして赤い羽根が使われています。



福津のまちをよくするしくみ

福津市での**赤い羽根共同募金**の使い方を紹介します。

●地域での支えあい活動の充実

おおむね自治会ごとに設立され、支えあい・助けあいのまちづくりに取り組む住民主体の福祉組織「小地域福祉会」の結成・活動支援をおこなっています。

現在、福津市では45の小地域福祉会が見守りやサロン活動、買い物支援、ちょっとした困りごとの支援などの活動に取り組んでいます。



●福祉団体の活動支援

市内で活動する4つの当事者団体への活動支援を行っています。

●ボランティアの活動支援

市内で福祉ボランティアとして活動する7団体への活動支援を行っています。

●移送サービス

障がい等により、車イスで移動しなければならない方へ、車イスのまま乗り込めるスロープ付きの車両を貸出しています。

●車イスの無料貸出し

病気やケガの影響で一時的に車イスが必要な方に車イスを貸出しています。令和3年度は延べ114件の貸出しをおこないました。



●ふくし体験教室

市内の小・中学校などを対象として、手話や点字、高齢者疑似体験、車イス体験などの福祉体験や当事者との交流をとおして、自分や人を大切にする、ともに生きることを学ぶための活動をおこなっています。



●ふくし活動用具の貸出し



地域で活動する団体の活動支援のため、ふくし活動用具の貸出しを行っています。令和3年度は延べ42団体へ貸出しをおこないました。

●災害対策

普段からの地域のつながりは災害時にも生かされます。地域で活動する団体を対象に災害についての啓発活動をおこない、災害に強い地域づくりを目指しています。

●手話講習会

手話に接する機会を提供し、聴覚障がいへの理解の促進と普及を図るとともに、手話通訳や日常生活支援を行う人材を育成することを目的に手話講習会を開催しています。



赤い羽根共同募金は、この他にも福祉のための研修や啓発活動など福津市での様々な地域福祉活動に使用されています。また、福津市での活動以外にも県内の広域的な活動や災害ボランティアセンター運営などの活動にも活用されます。

赤い羽根共同募金への協力方法

●寄付をする

町内や会社・学校など様々な方法で募金活動を行っています。街なかや自治会の回覧で赤い羽根共同募金を見かけたときは、ぜひご協力ください。

また、口座振込での募金も受け付けています。

【募金口座】

西日本シティ銀行福間支店 普通預金1269541
福) 福岡県共同募金会福津市支会
会長 権現昭二

●街頭募金やイベントに参加する

10月1日からの共同募金活動期間中、全国各地で赤い羽根共同募金の街頭募金や関連するイベントが開催されます。

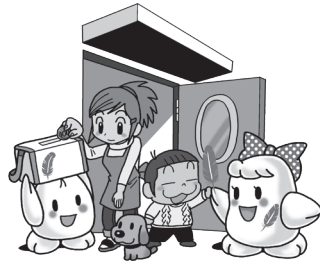
街頭募金をしている姿や募金箱を見つけた際は、ご協力よろしくお願います。



●ポスター・チラシの掲示や募金箱を設置する

お店や会社などでポスターやチラシを掲示したり、募金箱を設置したりすることで赤い羽根共同募金に協力することもできます。

掲示・設置にご協力いただける方は福津市社会福祉協議会までご連絡ください。



●直接募金に行く

市役所やふくとびあなどの公共施設やコマダ珈琲福間駅南店などに募金箱を設置しています。

●インターネットで募金する

右のQRコードからインターネット経由で募金ができます。



●赤い羽根共同募金グッズを購入する

赤い羽根共同募金のオリジナルグッズを数量限定で販売しています。グッズの売り上げの一部は、赤い羽根共同募金への募金となります。販売期間は令和4年10月1日から令和4年12月28日までです。



福岡ソフトバンクホークス
ハリーホーク
オリジナルバッジ
1個 500円



図書カード・クオカード
※500円分の金券として使用できます。
1枚 1,000円



ネックストラップ



1本
800円

ふくとびあ2階の福津市社会福祉協議会事務局及びJR福間駅2階のふくつ観光協会にて販売しています。詳細は福津市社会福祉協議会までお問い合わせください。

市内の商店・事業所のみなさまへ

例年、福津市民生委員・児童委員協議会や福津市シニアクラブ連合会の皆さまとともに、共同募金関係者が市内の商店・事業所に訪問し、募金のご協力をお願いしておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による厳しい経済状況や感染拡大防止の観点から、昨年、一昨年と同様に今年度につきましても、訪問での募金運動を控えさせていただきます。

かねてより赤い羽根共同募金にご協力いただいている商店・事業所の皆さまには、日ごろのご支援についてあらためて感謝申し上げます。コロナ禍収束の折には、また訪問での募金運動を再開したいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

今年度の募金につきましてご協力いただける商店・事業所がございましたら、下記口座までお振込をお願いいたします。

また、各事業所のご都合に合わせて、訪問して集金等も行っております。詳細は福岡県共同募金会福津市支会(福津市社会福祉協議会内)までお問い合わせください。

【募金口座】 西日本シティ銀行 福岡支店 普通預金 1269541
福)福岡県共同募金会福津市支会 会長 権現昭二

※西日本シティ銀行の窓口で振込みの場合、窓口にて振込手数料の免除対象であることをお伝えください。手数料が免除されます。(本支店は問いません)

赤い羽根共同募金やグッズ販売・事業所募金に関するお問い合わせ先

福岡県共同募金会福津市支会(福津市社会福祉協議会内) ☎0940(34)3341

赤い羽根自動販売機のご案内

普通の自動販売機と同じ条件・内容でさらに「社会貢献」できる自動販売機があります。

●置いてお得

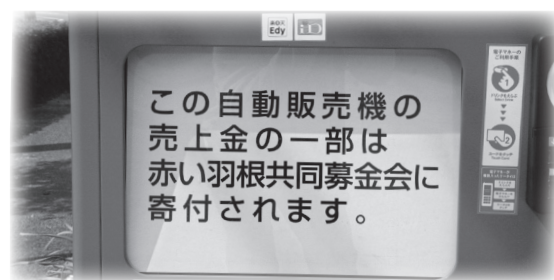
設置・置き換えは、基本無料！
販売手数料に加え、電気代も従来の自動販売機よりお得になります。

●買って幸せ

売り上げの一部が「赤い羽根共同募金」に寄付されます。

●みんなが笑顔に

お寄せいただいた募金は、高齢者の見守り・訪問活動や、子育て支援活動、学校での福祉教育など地域での福祉活動や災害時のボランティア活動支援等に役立てられます。



赤い羽根自動販売機に関するお問い合わせ先
福岡県共同募金会☎092(584)3388

小地域福祉社会研修会を開催しました

令和4年9月13日(火)に小地域

福祉会の役員や生活支援コーディネーターを対象として、小地域福祉会研修会を開催しました。市内30の小地域福祉会から56人が参加して、「見守り活動を改めて考える」というテーマのもとに、「原町1区福祉会」「本町区福祉会」の活動事例が発表されたほか、社会福祉協議会から小地域福祉会や見守り活動についての説明を行いました。以降は本研修会の要旨です。

なお、本研修会の様子を記録したDVDの貸出しを行います。視聴を希望される方は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

○福津市の現状について

福津市社会福祉協議会に、社会福祉士国家試験受験資格取得のための実習に来ている筑紫女学園大学の学生2名から、福津市の現状についての説明がありました。市内各郷づくり地域の人口構成や地域性についての説明と、実習をとおして考察した福津市の今後の課題についての発表が行われました。

○小地域福祉会活動について

福津市社会福祉協議会職員から、小地域福祉会についての説明を行いました。令和4年度に新たに天神町区(津屋崎郷づくり地域)と西福岡5区(福岡郷づくり地域)で小地域福祉会が結成し、現在、47の自治会で福祉会活動が行われています。近年では、買い物支援や外出支援、生活上の簡単な困りごとの支援に取り組む小地域福祉会も増加しています。



活動発表する原町1区福祉会の藤田さん・武田さん

○事例発表「原町1区福祉会」

原町1区福祉会会長の藤田さん、副会長の武田さんから、原町1区で取り組まれている、担当者を決めた戸別訪問型の見守り活動についての事例が発表されました。原町1区福祉会では、訪問終了後に定例会議を開き、訪問結果の共有、聞き取った困りごとについての対応方法を検討し、必要に応じて、専門機関へつなぐほか、自治会・行政等への働きかけを行っていることが特徴です。

○事例発表「本町区福祉会」

本町区福祉会事務局長の谷岡さんから、サロンや分別収集などの既存の地域活動を利用した見守り活動の展開について事例が発表されました。本町区福祉会では、サロンの欠席者宅を訪問してカレンダーを配布することで、欠席者の見守りを行ったり、分別収集支援の前に対象者に電話連絡をしたり、個別訪問ではなく、既存の地域活動にひと手間をかけて見守り活動を行っていることが特徴です。



活動発表する本町区福祉会の谷岡さん

○まとめ「見守りの効果と方法」

福津市社会福祉協議会職員から、見守り活動が必要な理由や見守りの方法について説明を行いました。原町1区福祉会のように担当を決めて行う見守り活動以外にも、本町区福祉会のように分別収集やサロン活動等の既存の地域活動を生かして見守り活動を展開することもできます。福津市社会福祉協議会では、地域活動に関する相談支援や支えあいマップの作成・更新の支援、出前講座等の方法で地域の見守り活動を支援しています。

お問い合わせ

福津市社会福祉協議会

☎0940(34)3341

こんなことで
お困りではありませんか

あんしん安らか事業のご紹介

元気うちに自分の死後のことは
自分で決めておきたい



自分が亡くなった後のことは
どうしたらいいんだろう…

こんなことでお困りの時は、福津市社会福祉協議会へご相談ください！

住み慣れた地域で安心して最後まで生活を送ることができるよう、

死後事務委任契約が行える「あんしん安らか事業」を実施しています。

Point 死後事務委任契約とは？

亡くなった後には、葬儀、納骨、家財処分、行政手続き、医療費の清算など様々な手続きが必要になります。一般的に、これら手続きは親族が行いますが、身寄りがいない方の場合には誰もその作業をしてくれる人はいません。このような方々を対象に、死後の煩雑な事務手続きを生前に誰かへ委任しておくことができる制度が「死後事務委任契約」です。

「あんしん安らか事業」では、死後事務はもちろん、死後事務が発生するまでの間の見守り・支援等も併せて行っています。詳細は下記までご相談ください。

問い合わせ先

福津市社会福祉協議会
☎0940 (34) 3341

遺贈による寄付を受け付けております

遺贈とは、生前に遺言書等でご自身の財産を特定の個人や団体に寄付することを決めておくことです。

福津市社会福祉協議会では、ご自身が築いた財産を地域福祉の推進のために活かしたいという方々の尊いご意思にお応えするために遺贈による寄付を受け付けております。



連載

こんにちは！！
広げよう！地域に根差した思いやり！

民生委員です！



東町1区・2区

小林 真理 さん

活動のモットー 「地道にコツコツと」

今回は東町1区・2区を担当している小林さんにお聞きしました。

小林さんは旧津屋崎町の出身で、市外にお住まいでしたが、8年前に生まれ育った津屋崎に戻ってこられました。その後、自治会長を2年間経験し、今は民生委員・児童委員として活動されています。

自治会の活動には関わってきたものの、地域の福祉活動に全く関わりがなかったため、不安の中で民生委員活動が始まりました。まずは担当地区の把握と「わたしのまちの民生委員」であることを知ってもらおうと東町1・2区を奔走しながら現在に至ったとのこと。

3年間の民生委員の任期も残すところ1ヶ月となりました。委嘱後、すぐに新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動が制限され、特に見守りが必要な1人暮らし高齢者に対象をしばらくながら支援してこられました。困りごとを抱えている地域の方々に対して、先輩民生委員や専門機関から助言をもらいながら地道にコツコツと困りごとの支援をされてこられました。活動中にももらった感謝の言葉は活動の励みになっているとのこと。小林さんは次期も民生委員として活動することが決まっています。

コロナがなければ、もっと多くの地域の方々にも民生委員として関わることができたのではないかと活動に思い残したこともあります。これを次期の活動に活かしていきたいと志を語っていただきました。

障がい者虐待防止センターからのご案内

障がい者虐待防止センターへご相談ください

障がい者虐待はどこでも起こり得る身近な問題です。虐待をしている本人に自覚がない場合や虐待されている障がい者本人が自らSOSを訴えられないことがあります。

虐待をしてしまう人も、社会的孤立や経済的困窮など様々な問題を抱えて生活を送っていることも多く、なるべく早期に問題に気付き、支援していくことが障がい者への虐待を防止するために重要です。

普段の生活の中で障がい者に対する虐待の兆候を感じた時は、障がい者虐待防止センターへご連絡ください。連絡された方の個人情報を守られます。

また、福津市社会福祉協議会では福祉に関する様々な相談を受け付けています。介護等の悩みを抱えきれなくなり、対象者へ虐待をしてしまう前に生活の悩みを相談してみませんか。ご連絡お待ちしております。



障がい者虐待に関するパンフレットを市役所福祉課と福津市社会福祉協議会事務局で配布しているほか、福津市社会福祉協議会ホームページにて公開しています。是非ご覧ください。

障がい者虐待防止研修会の参加者を募集します

障がい虐待の未然防止及び虐待が発生した際に早期発見、迅速な対応ができるよう障害者虐待防止法について学びます。障がい者虐待防止研修会をとおして、身近な家族や地域についてもう一度考えてみましょう。

内容・講師 『障害者虐待防止法について』 福津市障がい者虐待防止センター 小石原宏明

参加方法 以下の2つの方法で参加できます。

(1) YouTubeでの視聴

申し込み締め切り後に動画掲載サイトのURLをメールで送付します。

(2) DVD貸出

申込締め切り後に貸出期間を調整します。貸与期間は1週間です

期 間 令和4年12月1日(木)～12月27日(火)

申 込 令和4年11月22日(火)までに
福津市社会福祉協議会ホームページ(右QRコード)にある
申込フォーム、もしくは電話にて申込みください。

